

PTA総合補償制度のご案内

PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険

生徒の学校生活およびPTA活動中に生じたケガや賠償事故に備えた総合補償制度につきまして、令和5年度の補償内容および万が一の事故の際の請求方法をご案内いたします。

<本補償の特長>

1. 生徒のケガ(PTA活動中)、生徒の賠償(24時間)、保護者・教職員等のケガ(PTA活動中)、保護者・教職員の賠償(PTA活動中)が補償されます。
2. 生徒が誤って他人を傷つけたり、他人のものを壊した場合の賠償事故を24時間補償します。また、PTA活動中における第三者賠償やPTAが借用したものを壊した場合の賠償事故も補償されます。
3. 保険金のご請求手続きは簡単です。事故が発生したらまずはお電話にてご連絡ください。保険会社から請求方法等についてご案内申し上げます。
4. このご契約はベルマーク対象商品となります。

ご契約内容

商品 : PTA団体傷害保険
(生徒・保護者・教職員等のPTA活動中のケガを補償)
PTA賠償責任保険

保険契約者 : 東京都立板橋高等学校PTA

保険期間(ご契約期間) : 令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで

被保険者 : 東京都立板橋高等学校生徒およびPTA会員等

傷害 : 東京都立板橋高等学校の
1) PTAの父母会員・教師会員
2) その学校に在籍する生徒
3) PTA会員の同居の親族
4) PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者

賠償 : 下記のとおり

管理者責任補償条項 : 東京都立板橋高等学校PTA

児童・生徒賠償責任補償条項 : 同校PTAの児童または生徒、これらの者の親権者およびその他の法定
の監督義務者

引受保険会社 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店 : パワーリンク株式会社

補償のあらまし

【傷害】

補償の対象の方	次のいずれかに該当するもの全員 東京都立板橋高等学校PTAの父母会員・教師会員・保育士会員・その学校に在籍する生徒、PTA会員の同居の親族及び、事前承認の行事参加者	
保険金をお支払いする場合	PTA管理下においてPTA行事参加中に被ったケガ(行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます)。	
保険金額	死亡保険金額	1,000万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の4～100%
	入院保険金(日額)	10,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額×10
		入院中以外の手術：入院保険金日額×5
通院保険金(日額)	5,000円	



【賠償】

①PTA賠償責任保険<児童・生徒賠償責任補償条項>

補償の対象	日本国内で誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に補償します。 (例)自転車で通行人にぶつかってケガをさせた。 ※親に監督責任の問題があるなど法律上の賠償責任を負担すべき場合のみが対象となります。	
補償の範囲	日常生活全般(24時間)	
お支払限度額	対人・対物共通	1億円(免責無し)



②PTA賠償責任保険<管理者賠償責任補償条項>

補償の対象	PTA活動の遂行に伴う賠償危険 ・日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、ものを壊し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。	
	保管物危険 ・日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用具等の財物を使用・管理中に壊れたり盗まれたことについて、その所有者に対する法律上の賠償責任を負った場合に補償します。	
お支払限度額	対人・対物	1名 1事故それぞれ1億円(免責金額5千円)
	保管物 (PTA管理下のみ対象)	1事故・保険期間中 3,000万円(会員(加害者)1名につき10万円、免責金額1事故5千円)

<用語説明>

PTA	父母と先生の会をいい、児童または生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、児童または生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員相互の学習その他必要な活動を行う団体で保険証券記載の団体をいいます。
PTA活動	日本国内において児童または生徒の健全な成長をはかるという目的にそってPTAが企画または立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則(名称を問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

1. PTA 団体傷害保険特約セット普通傷害保険

■対象となる事故：PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に生じた急激かつ偶然な外来の事故

(注)生徒について、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定める給付対象のケガについては補償対象外となります。

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。ご選択いただいた商品やセットされる特約により内容が異なることがありますのでご注意ください。詳細は、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ

後遺障害保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
入院保険金	<p>事故によるケガのため入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、入院の日数は180日を限度とします。</p>	<p>(天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) <p style="text-align: right;">など</p>
手術保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。ただし、1事故につき、1回の手術に限ります(下記①、②両方の手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします)。</p> <p>①入院中に受けた手術</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額×10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額×5</p>	<p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
通院保険金	<p>事故によるケガのため、約款所定の通院をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通院の日数は90日を限度とします。</p>	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合には、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

万一事故が発生したら

- **次の内容を引受保険会社(下記参照)へご連絡ください。**
 - 1.連絡者名(保護者名、生徒名) 2.被保険者であること(東京都立板橋高校の生徒もしくは保護者等)
 - 3.証券番号 表紙のご契約内容をご参照ください。
 - 4.事故の内容 事故発生日時、場所、被害者、加害者、事故原因等
※ご連絡いただきました後、手続きについての詳細ご案内をいたします。
- **証明書類について**
手続きの書類の中には、下記のように証明を要するものがあります。
詳しくは事故を受付後、ご案内いたしますので、ご手配ください。
※生徒のケガの場合・・・学校長等による学校またはPTA活動中の事故証明書
保護者・教職員等の事故の場合・・・PTA 会長等による PTA 活動中の事故証明書 など
- **保険金請求時の諸注意**
 - ① 万が一、事故が起こった場合はただちに下記の引受保険会社へご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。
 - ② 賠償責任に関する事故が発生した場合、遅滞なくご連絡をいただくとともに、事故の対応についてはご相談ください。引受保険会社の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- **事故時のご連絡先** ○遅滞なくご契約の代理店または下記にご連絡ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<h2>0120-101-060</h2> <small>(無料)</small>	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 0120-985-024 <small>(無料)</small></p> <p>あんしんサポートセンター</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。
指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
<p>引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。</p> <p>引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。</p>	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター	
<p>[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]</p> <h2 style="margin: 0;">0570-022-808</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

(注)PTA賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被保険者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払する場合があります。

こちらのご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

取扱代理店

パワーリンク株式会社

〒108-0014
東京都港区芝5-13-18 いちご三田ビル9F
担当: 仲村 稔
Tel: 03-6435-2066(代)

引受保険会社

あいおいニッセイ損害保険株式会社
東京中央支店 ニューチャネル推進室
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目1番6号
あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル5階
Tel: 050-3461-6256 (代)